

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	水道事業	—	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
						●	

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用（PPP/PFI方式の活用）												
実施済		(取組の概要)				(方式)				(導入・契約(予定)時期)			
実施予定						BTO方式 BOT方式 BOO方式 DB方式 DBO方式				公共施設等運営権方式（コンセッション方式） 港湾運営会社制度 その他			
検討中	●									年 月 日			
		(取組の効果額)				(取組の効果額内訳)							
		(取組の概要)				(検討状況・課題)							
		ウオーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行う。				民間事業者の参入意向や導入効果を把握する。							

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	下水道事業	公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	

抜本的な改革の取組状況

取組事項

(下水道事業)広域化等

実施済

●

(実施類型)

汚水処理施設の統廃合

●

処理場廃止あり

●

処理場廃止なし

(取組の概要)

し尿処理場(文向台衛生センター)の老朽化に伴い、現施設を廃止し、新たにし尿及び浄化槽汚泥等の受入施設を公共下水処理場(南光園処理場)と隣接して建設することで、汚泥処理の共同化を図った。このことにより、維持管理費について約30百万円/年のコスト削減効果が期待できる。

(実施(予定)時期)

平成31年4月1日

実施予定

公共下水・流域下水の統合

公共下水同士の統合

集落排水・公共下水との統合

●

特環下水と公共下水との統合

その他

●

汚泥処理の共同化

●

維持管理・事務の共同化

最適な汚水処理施設の選択(最適化)

(取組の効果額)

百万円(年)

(取組の効果額内訳)

検討中

(取組の概要)

(検討状況・課題)

取組事項

民間活用(PPP/PFI方式の活用)

実施済

(取組の概要)

(方式)

BTO方式		公共施設等運営権方式(コンセッション方式)	
BOT方式			
BOO方式		港湾運営会社制度	
DB方式			
DBO方式		その他	

(導入・契約(予定)時期)

年 月 日

実施予定

(取組の効果額)

百万円(年)

(取組の効果額内訳)

検討中

●

(取組の概要)

ウォーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行う。

(検討状況・課題)

民間事業者の参入意向や導入効果を把握する。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	病院事業		

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

抜本的な改革の方向性については、検討の前段階にあるため。
経営強化プランに基づいた病院運営を実施していくとともに、病院の統合及び新病院に向け検討していくこととなる予定。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	下水道事業	農業集落排水施設	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
●							

抜本的な改革の取組状況

取組事項		事業廃止			(実施(予定)時期)								
実施済	●	(取組の概要) 総務省からの法適用化の要請で、下水道事業会計との会計統合を行った。 (取組の効果額) 百万円(年)	(全部と一部の別)		令和	6	4						
			全部廃止	一部廃止									
実施予定			<table><tr><td>①診療所化・介護施設化</td></tr><tr><td>②簡易水道事業の飲料水供給施設化</td></tr><tr><td>③事業目的の完了</td></tr><tr><td>④民営化・民間譲渡による廃止</td></tr><tr><td>⑤広域化による廃止</td></tr><tr><td>● ⑥その他</td></tr></table>		①診療所化・介護施設化	②簡易水道事業の飲料水供給施設化	③事業目的の完了	④民営化・民間譲渡による廃止	⑤広域化による廃止	● ⑥その他	年	月	日
①診療所化・介護施設化													
②簡易水道事業の飲料水供給施設化													
③事業目的の完了													
④民営化・民間譲渡による廃止													
⑤広域化による廃止													
● ⑥その他													
(取組の効果額内訳)													
				(取組の概要)	効果額未算定								
検討中			(検討状況・課題)										

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	市場事業	—	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用（指定管理者制度）				
実施済	●	（取組の概要） きっかけ：これまで卸売業務を行ってきた業者を指定管理者とすることで、卸売業務と管理業務を一体的・効果的に行うことが可能となり、効率的な管理運営や施設の効用を最大限に発揮させることができるものと判断し、指定管理者制度を導入した。 概要：市場業務における管理及び運営に関する業務	（方式）		（実施（予定）時期）
			代行制	利用料金制	
実施予定			●		平成23年4月1日
検討中			（取組の効果額）		（取組の効果額内訳）
			百万円（年）		
検討中			（取組の概要）		（検討状況・課題）

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
岩見沢市	宅地造成事業	その他造成	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
●							●

抜本的な改革の取組状況

取組事項	事業廃止										
実施済	(取組の概要) (取組の効果額) 百万円(年)										
実施予定	(全部と一部の別) <table><tr><th>全部廃止</th><th>一部廃止</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>①診療所化・介護施設化</td></tr><tr><td>②簡易水道事業の飲料水供給施設化</td></tr><tr><td>③事業目的の完了</td></tr><tr><td>④民営化・民間譲渡による廃止</td></tr><tr><td>⑤広域化による廃止</td></tr><tr><td>⑥その他</td></tr></table> (実施(予定)時期) 年 月 日	全部廃止	一部廃止			①診療所化・介護施設化	②簡易水道事業の飲料水供給施設化	③事業目的の完了	④民営化・民間譲渡による廃止	⑤広域化による廃止	⑥その他
全部廃止	一部廃止										
①診療所化・介護施設化											
②簡易水道事業の飲料水供給施設化											
③事業目的の完了											
④民営化・民間譲渡による廃止											
⑤広域化による廃止											
⑥その他											
検討中	(取組の概要) 【企業用地造成費会計】 分譲地が残り僅かなため、事業目的の完了による廃止を予定。 (検討状況・課題) 【企業用地造成費会計】 事業廃止にあたり、事業廃止後も引き続き管理が必要な緑地等の資産引継ぎが課題。										

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

【公共用地等造成費会計】
抜本的な改革の取組として示されている民間化・民間譲渡、包括的民間委託及びPPP/PFI方式の活用については、販売している土地が住宅建設を目的とした区画であるため、住宅付きで販売しても売却できる確実性がないことから対象とはならず、地方独立行政法人への移行、広域化等については、対象となる団体がなく、指定管理者制度については、人件費等による経費増加が見込まれることから適当でないと判断し、現在の経営体制・手法を継続するものである。
ただし、新たな造成を見込まないことから、現状の33筆を売却した場合は、事業廃止となるが、平均年1、2件の売却であることから、当面の間、経費削減に努めながら事業を継続することとなる。